



民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会（第1回検討会）を開催します

この度、民間団体等が主体となって大規模な藻場造成事業を行う際の申請に対する審査要領を策定するため、第1回民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

- 1 日 時：令和8年10月26日（月）9:30～11:30
- 2 場 所：愛媛県庁第二別館 10階 1004会議室
（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）
- 3 議 事
 - (1) これまでの検討経緯
 - (2) 民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（素案）の説明
 - (3) 民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（素案）の審議
- 4 傍 聴
 - (1) 傍聴の定員 10人
 - (2) 傍聴の申込方法等
 - ①傍聴を希望される方は、10月22日（木）正午までに氏名、住所及び連絡先（電話またはFAXの番号もしくはメールアドレス）を検討会事務局（港湾海岸課）へお知らせください。
 - ②傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③傍聴することができる方には、10月23日午後5時までに検討会事務局から電話、FAXまたはメールでその旨連絡します。
 - (3) 検討会は全て傍聴できます。
 - (4) 傍聴にあたっては別紙「傍聴要領」に従ってください。

【お問い合わせ先】（検討会事務局）

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2691 FAX 089-912-2689
e-mail nagayama-atsuki@pref.ehime.lg.jp

傍 聴 要 領

民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会

〔令和8年9月2日制定〕

1 検討会での受付及び手続

検討会の傍聴の許可を受けた方は、検討会開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って検討会の会場に入室してください。

（受付開始は検討会開催予定時刻の30分前からです。）

2 検討会を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。